

青森市国民保護計画(変更)の概要

本計画の経緯と変更の考え方

青森市では、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律「国民保護法」に基づき、その他の法令、国民の保護に関する基本指針、青森県国民保護計画を踏まえ、武力攻撃等から市民の生命・身体及び財産を保護し、市民生活等に及ぼす影響を最小限にすることを目的に、市の責務や避難・救援・武力攻撃災害への対処など、市が行うべき措置について規定する計画として、平成 19 年 3 月に『青森市国民保護計画』を作成しました。本計画は、作成から9年が経過しており、この間、国民の保護に関する基本指針や青森県国民保護計画の変更、本市の地域防災計画の修正等による表記の追加や変更等が生じたことから、このたび、本計画の一部を変更します。

本市計画の構成

第1編 総論

- ・市の責務、計画の位置づけ、構成等
- ・国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針
- ・関係機関の事務又は業務の大綱等
- ・市の地理的、社会的特徴
- ・市国民保護計画が対象とする事態

第2編 平素からの備えや予防

- ・組織・体制の整備等
- ・避難、救援及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する平素からの備え
- ・物資及び資材の備蓄、整備
- ・国民保護に関する啓発

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

- ・初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- ・市対策本部の設置等
- ・関係機関相互の連携
- ・警報及び避難の指示等
- ・救援
- ・安否情報の収集・提供
- ・武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処
- ・被災情報の収集及び報告
- ・保健衛生の確保その他の措置
- ・国民生活の安定に関する措置
- ・特殊標章等の交付及び管理

第4編 復旧等

- ・応急の復旧
- ・武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧
- ・国民保護措置又は緊急対処保護措置に要した費用の支弁等

計画策定の経過

平成 18 年度 第 1～3 回青森市国民保護協議会開催
平成 19 年 3 月 青森市国民保護計画 作成

青森市国民保護計画(変更)の内容

▼「国民の保護に関する基本指針」や「青森県国民保護計画」との整合に伴う追記

- ・国の現地対策本部長が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会への青森市対策本部員の参加
- ・安否情報システムによる安否情報の収集・提供の利用
- ・全国瞬時警報システム (J-ARERT)、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) の新たな警報伝達手段
- ・大規模集客施設や旅客輸送施設における施設滞在者等への避難等の措置
- ・武力攻撃等原子力災害への対処

▼「青森市地域防災計画」等との整合に伴う修正など

- ・市民への広報手段の追加
- ・本市の機構改革等に伴う整理

▼統計数値の時点修正など

- ・人口、気候等の平均値などの時点修正
- ・名称や文言の整理

用語

◇武力攻撃事態等合同対策協議会

国の現地対策本部と地方公共団体の国民保護対策本部等が国民の保護措置に関する情報の交換や相互の協力を図るために必要に応じて開催される会議

◇安否情報システム

国民保護法に規定する安否情報の収集・提供等を効率的に行うため、情報の入力・整理・報告・提供機能を備えたシステム

◇全国瞬時警報システム(J-ARERT [ジェイ・アラート])

津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から人工衛星を用いて送信し、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム

◇緊急情報ネットワークシステム(Em-Net [エム・ネット])

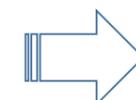
国と地方自治体間の総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用して、首相官邸と都道府県及び市区町村との間で緊急情報を送受信するシステム

◇大規模集客施設

床面積の合計が 1 万平方メートルを超える建築物

今後のスケジュール

平成 28 年 7 月 第 1 回青森市国民保護協議会開催 (変更案の説明と審議)
平成 28 年 10 月 第 2 回青森市国民保護協議会開催 (最終変更案の審議)



平成 29 年 1 月 青森市国民保護計画 変更